

小規模の廃棄物焼却炉などで
廃棄物は
焼却しないで
ください。

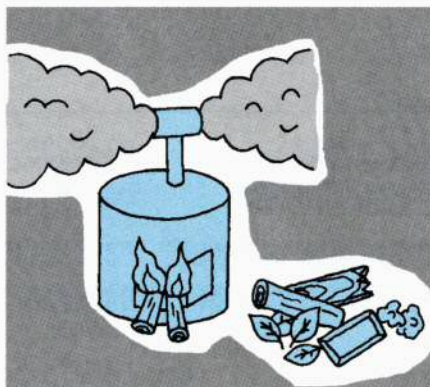


平成13年4月1日より「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」が施行され、小規模の廃棄物焼却炉や野外での焼却行為が原則、禁止されました。

小規模の廃棄物焼却炉による焼却

小規模の廃棄物焼却炉とは

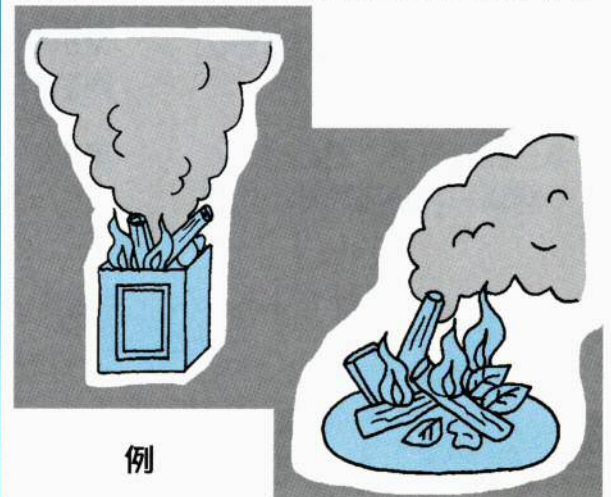
火床面積が 0.5m^2 未満であって、
焼却能力が1時間あたり50kg未満
の焼却炉のことをさします。



例

野外での焼却とは

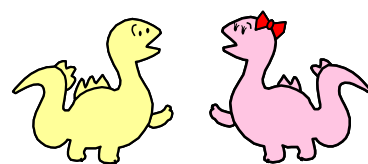
空き地での廃棄物の焼却やドラム缶・一斗缶などによる廃棄物などの焼却のことをさします。



例



どうして、焼却してはいけないの？



小規模の廃棄物焼却炉等による焼却は、ダイオキシン類やばいじん等を発生させてしまうので、生活環境等への支障を防ぐために禁止されています。大規模な廃棄物焼却炉を使用する場合は届出が必要で、ダイオキシン類、ばいじん等の測定の義務が課せられ、厳しい基準がかかります。

下記の焼却禁止の例外に該当するときも、周辺的生活環境にできる限り配慮しなければなりません。

焼却禁止の例外

- ・ 伝統的行事及び風俗習慣上の行事のための焼却行為（火祭り、どんど焼き等）
- ・ 学校教育及び社会教育活動上、必要な焼却行為（キャンプファイヤー等）
- ・ 知事が特にやむを得ないと認める焼却行為

（災害時の応急対策、農作物の病虫害予防、落ち葉等の一過性の軽微なたき火等）

軽微なたき火・・・地面に穴を掘ったり、一斗缶、ドラム缶や小規模焼却炉等の道具を使用しなくても安全性が確保できる程度のたき火



落ち葉は燃やさずに燃えるごみに出してください。

問い合わせ先

- | | | |
|---------------------|-------------------------|-------------------|
| ●焼却炉・野焼き等の相談苦情に関する事 | 品川区 都市環境事業部 環境課 指導調査係 | 03-5742-6751 |
| ●ダイオキシン類の規制指導に関する事 | 東京都 環境局 環境改善部 大気保全課 | 03-5388-3492 |
| ●一般廃棄物に関する事 | 品川区清掃事務所／03-3490-7051 | 荏原庁舎／03-3786-6552 |
| ●産業廃棄物の規制指導に関する事 | 東京都 環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課 | 03-5388-3589 |